

静岡県告示第378号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月30日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 (略)			1 (略)		
2 元売機関及びその業務を行う店舗			2 元売機関及びその業務を行う店舗		
元売機関名	証紙の売渡し 業務を行う店 舗	所在地	元売機関名	証紙の売渡し 業務を行う店 舗	所在地
(略)			(略)		
スルガ銀行株 式会社	(略)		スルガ銀行株 式会社	(略)	
	富士宮支店	(略)		富士宮支店	(略)
	<u>清水高橋支店</u>	<u>静岡市清水区 飯田町1番3 号</u>		<u>清水支店</u>	<u>静岡市清水区 相生町8地18 号</u>
	静岡支店	(略)		静岡支店	(略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和5年6月19日から施行する。